

# ～トラック運送業の取引の適正化について～

令和6年度からの時間外労働の罰則付き上限規制(年960時間)の適用開始に向け、取引環境の適正化の取り組みを進める必要があります。

その際には、国土交通省が進めています、トラック運送業の取引の適正化に係る各種施策をご活用ください。

**「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」**  
【H29.8改訂】

⇒契約の書面化を推進し、適正な運賃・料金收受を促進

<http://www.mlit.go.jp/common/001195720.pdf>

**「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」**  
【H29.8改訂】

⇒荷主、トラック運送事業者の適正取引を推進

<http://www.mlit.go.jp/common/001197192.pdf>

**トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン**  
【H24.5改訂】

⇒トラック運送業における燃料サーチャージ制の導入を促進

<http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>

**荷主勧告制度の運用の改善**  
【H29.7施行】

⇒迅速に荷主を特定し改善の協力を要請する仕組みを創設

<http://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>

**「標準貨物自動車運送約款」の改正** 【H29.11施行】

⇒運賃と料金の区別の明確化、「待機時間料」の規定、附帯業務内容の明確化

<http://www.mlit.go.jp/common/001236734.pdf>

**運送委託者の方へのお知らせ**

⇒下請法や独占禁止法に違反するおそれがある取引について周知

<http://www.mlit.go.jp/common/001170941.pdf>

**「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」**  
【H30.12策定】

⇒運送に必要なコストを示し、運送事業者・荷主の共通理解を醸成

<http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf>

**「貨物自動車輸送安全規則」の改正**  
【H29.7, R1.6施行】

⇒荷待ち時間や附帯業務を「乗務記録」の記載対象に

<http://www.mlit.go.jp/common/001292625.pdf>  
<http://www.mlit.go.jp/common/001292626.pdf>

**「ホワイト物流」推進運動の展開**  
【H30.12～】

⇒荷主、一般国民向けに輸送の効率化等と呼びかけ

<https://white-logistics-movement.jp/>

**「飲料配送研究会報告書」のとりまとめ、適用細則の策定** 【R1.7策定】

⇒飲料配送中に貨物が毀損した場合の取扱いの明確化

<http://www.mlit.go.jp/common/001300891.pdf>  
<http://www.mlit.go.jp/common/001300895.pdf>